

会計	36	土地区画整理費特別会計
款	1	土地区画整理事業費
項	1	土地区画整理事業費
目	1	境港新都市土地区画整理事業費

所管課	都市整備課
事業名	土地区画整理事業管理費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1,144	1,102		1,102			1,102	▲ 42
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	1,144	1,102	1,102			1,102	▲ 42
一般財源								

事業概要	土地区画整理事業地内の保留地の除草清掃を行う。	今年度見直し事項	
事業目的	定期的な除草清掃により保留地の環境美化に努め、販売促進を図る。		
現状と背景	現在までの分譲区画のうち、未売却区画は、境港新都市土地区画整理事業地内に1区画、深田川土地区画整理事業地内に8区画。	その他	

会計	36	土地区画整理費特別会計
款	1	土地区画整理事業費
項	1	土地区画整理事業費
目	1	境港新都市土地区画整理事業費

所管課	都市整備課
事業名	土地区画整理事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費		48,607		48,607			48,607	48,607
財源内訳	国							
	県							
	市債		52,000					
	その他		69	48,607			48,607	48,607
一般財源		▲ 3,462						

事業概要	新都市土地区画整理事業地内の保留地を小区画化し、宅地分譲を行う。	今年度見直し事項	
事業目的	新都市土地区画整理事業地内の保留地を小区画化し、分譲を行うことで保留地の処分を進める。		
現状と背景	現在、保留地の分譲区画のうち未売却は1区画。未分譲区画は2区画あるが、いずれも大規模区画(9,889㎡と7,595㎡)。土地区画整理費特別会計は資本不足比率が発生していることから、保留地の処分を進めていく必要がある。	その他	

会計	36	土地区画整理費特別会計
款	2	公債費
項	1	公債費
目	1	元金

所管課	都市整備課
事業名	長期借入金元金償還金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	13,356	13,356		13,356			13,356	
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	13,356	13,356	13,356			13,356	
一般財源								

事業概要	<p>これまでに借り入れた市債の元金を償還(返済)する。 ≪市債≫ 土地区画整理事業の実施に際して、単年度では財源確保が難しいことや住民負担を世代間で公平化(施設を利用する全世代で負担)するために借り入れる市の長期借入金</p>	今年度見直し事項	
事業目的	過去に借り入れた市債の元金を償還する。		
現状と背景	市債の元金償還額は平成22年度がピークであり、それ以降は減少していく。	その他	

会計	36	土地区画整理費特別会計
款	2	公債費
項	1	公債費
目	2	利子

所管課	都市整備課
事業名	長期借入金利子償還金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	924	417		417			417	▲ 507
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	924	417	417			417	▲ 507
一般財源								

事業概要	これまでに借り入れた市債の利子を償還(返済)する。	今年度見直し事項	
事業目的	過去に借り入れた市債の利子を償還する。		
現状と背景	市債の利子償還額は年々減少していく。	その他	

会計	36	土地区画整理費特別会計
款	3	予備費
項	1	予備費
目	1	予備費

所管課	都市整備課
事業名	予備費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	500	500		500			500	
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	500	500	500			500	
一般財源								

事業概要	<p>当初予算計上時には予期できなかった臨時的・突発的な事柄に即応するためには、補正予算を編成し臨時市議会において議決を経るのが原則であるが、軽微なものについてまで臨時市議会の開催等は非効率であることから、当初予算において用途を限定しない予備費を計上している。</p>	今年度見直し事項	
事業目的	<p>臨時的・突発的に生じた事柄に対し、予算措置の有無に関らず、ある程度即応できる経費を確保する。</p>		
現状と背景	<p>予備費は、議会の否決した費途に充てることができない(地方自治法第217条第2項)と定められている。予備費を充当した費目及び金額は決算書に記載する。</p>	その他	